

様式第1号

企画競争の実施公告

下記のとおり、公告します。

記

1 事項

令和8年度 四国森林管理局販売委託業務

2 委託予定物

別紙1「令和8年度 四国森林管理局販売委託業務予定表」による

3 参加資格

- (1) 問屋業者（商法（明治32年法律第48号） 第551条に定める問屋をいう。）であること。
- (2) 林産物のせり売り又は入札売りの業務につき引き続き2年以上の経験を有すること。
- (3) 資産信用が確実であって、国有林野産物販売委託規程（昭和35年9月10日農林省告示第869号）第18条の2に規定する担保を提供することができる資力を有すること。

4 企画競争説明書の交付期間及び場所

(1) 交付期間

自 令和8年2月9日 至 令和8年2月27日

(2) 交付場所

申請に係る様式等は、四国森林管理局ホームページからダウンロードすることにより取得できる。

5 企画提案書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

令和8年2月27日（金）午後5時00分必着

(2) 提出場所

ア 持参若しくは郵送による提出先

〒780-8528 高知県高知市丸ノ内一丁目3番30号

四国森林管理局森林整備部資源活用課（四国森林管理局本庁舎4階）

イ 電子メールによる提出先

E-Mail : shikoku_katuyo@maff.go.jp

6 企画提案書の無効

本公告に示した資格の無い者が提出した企画提案書は無効とする。

7 その他の

本公告に記載なき事項は、企画競争説明書による。

8 照会窓口

〒780-8528 高知県高知市丸ノ内一丁目3番30号

部 局：農林水産省林野庁

四国森林管理局森林整備部資源活用課（担当：素材供給係）

電 話：088-821-2170（直通）

令和8年2月9日

四国森林管理局長 田中晋太郎

【お知らせ】

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。
この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。
詳しくは、四国森林管理局ホームページの「発注者綱紀保持に関するお知らせ」をご覧ください。
https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/chotatu_nyusatu/job/soumu/top.html
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。